

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰に直面する県内事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換と2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現を図るため、県内事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備及び再生可能エネルギー設備の更新並びに新設（以下「更新等」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。
- (2) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電システム等）をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内に所在する別表1に掲げる事業所・施設（以下「事業所等」という。）の設置者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であって、省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を所有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所等のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者
- (4) その他知事が適当でないとする者

(交付対象事業等)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるとおりとし、各事業の補助率等、補助下限額及び補助上限額は別表2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 省エネ設備更新等事業 省エネ設備の更新等を行う事業
- (2) 再エネ設備導入事業 再エネ設備を新設（増設は除く。）する事業

2 補助事業は、事業所等の単位ごとに実施するものとする。ただし、別表1に掲げる医薬品店舗販売業の許可店舗の場合、店舗設置者の単位ごとに実施するものとする。

- 3 同一建物内に補助事業を実施する事業所等が複数所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが補助事業を実施するものとする。

(交付対象設備)

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表3に掲げるとおりとする。

- 2 別表3に掲げる規格以外の省エネ設備及び再エネ設備の更新等を計画している場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

(交付対象経費)

第6条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。

- (1) 設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要経費をいう。）
 - (2) 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）
 - (3) 処分費（補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。
- (1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来に使用するものに要する経費
 - (2) 中古の設備の導入に係る経費
 - (3) 諸経費（リース料、保証料等）
 - (4) 消費税及び地方消費税
 - (5) 第8条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第1-1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第1-2号）
- (3) 対象設備確認書（様式第1-3号）
- (4) 設備設置承諾書（様式第1-4号）（建物の所有者と設備の設置者が異なる場合に限る。）
- (5) 確認書（様式第1-5号）
- (6) 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）の写し（当該年度が属する特定期間（長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）第4条第1項に規定する特定期間をいう。以下「特定期間」という。）に係るものに限る。）（従業員数21人以上の申請者に限る。）
- (7) エネルギーコスト削減等計画書（様式第2号）（従業員数21人未満の申請者に限る及び次項の協議により前号に掲げる書類を提出できないことについてやむを得ない理由があ

ると認められた者（以下「エネルギーコスト削減等計画書提出者」という。）に限る。）

- (8) 登記事項証明書（設備更新等を行う事業所等の不動産登記）
 - (9) 補助対象経費算定根拠となるもの（見積書、更新等を行う設備のカタログ）
 - (10) 設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
 - (11) 設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
 - (12) 設備更新等を行う建物及び設備の状況が確認できるカラー写真
 - (13) その他知事が必要と認める書類
- 2 申請者は、やむを得ない理由により前項第6号に掲げる書類を提出できない場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。
 - 3 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。
 - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
 - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20パーセント以上変更しないもの
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 補助対象経費に関して国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (5) 第8条の規定による交付の決定があった日の属する年度から事業活動温暖化対策計画期間の最終年度まで継続して、長野県地球温暖化対策条例第12条第9項又は第10項の規定により報告すべき実施状況等を知事に報告すること（従業員数21人以上の申請者に限る。）。)
- (6) 第16条第1項の規定による事業実績報告書の提出を行った日の属する年度（4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の4月30日（第13条第1項の承認を受けた場合は、知事が別に定める日）までに、エネルギーコスト削減等実績報告書（様式第3号）を知事に提出すること（エネルギーコスト削減等計画書提出者に限る。）。)
- (7) 第8条の規定による交付の決定があった日の属する年度から事業活動温暖化対策計画期間の最終年度まで継続して、必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例の規定を遵守すること。

(9) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(内容の変更等)

第10条 第9条第1号の規定による承認の申請又は同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第12条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、事業計画遅延等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。

(繰越承認申請)

第14条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第9号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第15条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調

査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度（第14条第1項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度）の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別精算額一覧（様式第10-1号）
- (2) 事業実績報告書（様式第10-2号）
- (3) 設備更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真
- (4) 支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類等）
- (5) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類（産業廃棄物管理票（マニフェストD票）の写し、フロン引取証明書の写し（フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。）及び家電リサイクル券の写し（一般用エアコン又は一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。））
- (6) 導入した設備の保証書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第18条 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第21条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加し

た財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第13号）を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第14号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(帳簿の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則（令和4年7月26日4健福政第102号）

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則（令和4年11月10日一部改正4健福政第190号）

この要綱は、令和4年7月29日から適用する。ただし、別表3中「非常時用照明器具（非常灯・誘導灯）」及び「一般用冷凍・冷蔵庫」のうち令和4年7月29日から令和4年11月10日までに事業に着手したものについては、第12条の規定は適用しない。

附 則（令和5年6月16日一部改正5健福政第79号）

この要綱は、令和5年6月16日から適用する。

附 則（令和5年11月22日一部改正5健福政第202号）

この要綱は、令和5年11月22日から適用する。

附 則（令和6年1月26日一部改正5健福政第246号）

この要綱は、令和6年1月26日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

施設区分	事業所等	
社会福祉施設	高齢福祉関係	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
	障がい福祉関係	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度包括支援事業所、同行援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、医療型障害児入所施設、自立生活援助事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
	生活保護関係	救護施設、社会事業授産施設
その他施設	高齢者福祉関係 (上記の社会福祉施設以外の施設等)	訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス及び通所型サービスに限る。)
	医療関係	病院、医科診療所、歯科診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所
	養成所関係	看護師等養成所(保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所)
	その他	医薬品店舗販売業の許可店舗(中小企業者等に限る)※

※中小企業支援法第 2 条 第 1 項第 1 号から第 4 号で規定する会社、個人事業主等

別表 2 (第 4 条関係)

別表 3 の設備区分	施設区分	補助率等	補助下限額 及び上限額
省エネ設備及び下記 を除く再エネ設備	社会福祉施設	3/4 以内	1 補助事業あたり 補助下限額※ 50 万円 補助上限額 500 万円
	その他施設	ア 補助対象経費 150 万円以下 2/3 以内 イ 補助対象経費 150 万円を 超える部分 1/2 以内	
太陽光発電システム (50kW 未満、全量 売電を除く)	社会福祉施設 その他施設	定額 (出力 1kW 当たり 4 万円以内)	

※補助金額が 50 万円を下回る場合は、補助対象外

別表3 (第5条関係)

設備区分		対象区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する基準等
省エネ設備	空調・換気設備	更新	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房(暖房を兼ねるものを含む。)を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ(冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称)であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のもの及び水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			一般用エアコン	JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ(暖房を兼ねるものを含む。)であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、又は圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			換気装置(熱交換型)	JIS B 8628 (全熱交換器)で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。)、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率(全熱交換効率)60%以上
			温風暖房機・	JIS A 4003	(温風暖房機)	最大効率[熱出力又

			ジェットヒーター	(温風暖房機) JIS B 8416 (業務用油だき可搬形ヒータ)	主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力18.6kW以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒータ) 灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量が0.7kg/h以上9kg/h以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついている移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。	は有効発熱量 (kW) / 燃料消費量 (kW換算)] 85%以上
照明設備	更新	業務用LED照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106 (施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具) で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具 (一般用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。)	省エネ基準達成率100%以上※	
		一般用LED照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115 (家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具) で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具 (防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。)	省エネ基準達成率100%以上※	
		非常時用照明器具 (非常灯・誘導灯)	JIL 5501 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と評定されたLED光源を使用する非常灯、JIL	(非常灯) 火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具 (誘導灯) 常用点灯モードの間及び火災などの災害発生による停電の際に避難口又はそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令 (建築基準法・消防法等) に適合	更新前と比較して定格消費電力 (W) の改善が見込まれること	

				5502に基づき適合と認定されたLED光源を使用する誘導灯	するものに限る。	
冷蔵・冷凍設備	更新	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630 (業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫—特性及び試験方法)で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2,000L以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫(電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く。)	省エネ基準達成率100%以上※	
		一般用冷凍・冷蔵庫	JIS C 9607 (電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積800L以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積600L以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率100%以上※	
エネルギー管理設備	新設 (増設は除く。)	エネルギーマネジメントシステム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)	見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量の統一単位(原油換算kL)での閲覧、運用改善に資するデータの表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等の取得・保存を行えるもの。	原油換算省エネルギー量(kL)3%以上削減(新設の建屋に導入する場合は、一般的な標準値と比較)	
		凍結防止ヒータ用節電器	凍結防止ヒータの消費電力	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒータの消費電力を低減させるため、ヒータと	消費電力量(kWh)50%以上削減	

				を低減させるための節電器	電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒータ温度を一定に制御するもの。	
	恒温設備	更新	チラー（冷却水循環装置）	JIS B 8613（ウォータチリングユニット）、空気調和用に供するもの以外の水又はブラインを用いるチリングユニット	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニット、水又はブライン（不凍液）を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力（kW） / 定格消費電力（kW） 2.0以上
			一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220（家庭用ヒートポンプ給湯機）JRA 4060（業務用ヒートポンプ給湯機）	（家庭用ヒートポンプ給湯機） 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素（CO ₂ ）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成するもの。 （業務用ヒートポンプ給湯機） 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素（CO ₂ ）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			高性能ボイラ	JIS B 8201（陸用鋼製ボイラー構造）、JIS B 8203（鋳鉄ボイラー構造）及びJIS B 8222（陸用ボイラー熱勘定	（陸用ボイラ） 陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ（陸用ボイラ）並びに附属設備及び附属品（車両用及び移動式のもの、電気ボイラ及び油だき温水ボイラ等を除く。）であって、火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気又は温水を発生させるもの。 （真空式温水発生機・無圧式温水発生機） 灯油・A重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃	ボイラ効率90%以上

				方式)で定める陸用ボイラ、 JIS B 8417 (真空式温水発生機)、JIS B 8418 (無圧式温水発生機)	料とし、定格出力が 46.5kW 以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機。	
	熱電併給設備	更新	高効率コージェネレーション	JIS B 8123 (コージェネレーションシステム用語)で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力(又は動力)及び有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット(原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置)、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率 75%以上又は発電効率 30%以上
	電気制御設備	更新	変圧器	JIS C 4304 (配電用 6kV 油入変圧器) JIS C 4306 (配電用 6kV モールド変圧器)	(配電用 6kV 油入変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz のもの。 (配電用 6kV モールド変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの(単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz	省エネ基準達成率 100%以上※

			産業用モータ	JIS C 4034 (回転電気機械)で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	又は60Hz)。 車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機。	省エネ基準達成率 100%以上※
	窓	更新	複層ガラス、真空ガラス及びサッシ	JIS R 3209 (複層ガラス) JIS R 3225 (真空ガラス) JIS A 4706 (サッシ)	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシ(天窓は除く。)であり、複層ガラス(ガラスが2枚のみの場合は、Low-Eガラスに限る。)又は真空ガラスを有するもの。建築物の窓として使用する複層ガラス単体(ガラスが2枚のみの場合は、Low-Eガラスに限る。)又は真空ガラス単体を含む。	更新前と比較して熱貫流率(W/m ² ・K)の改善が見込まれること
再エネ設備		新設 (増設を除く。)	太陽光発電システム(自社の既存建物等への設置かつ、事業用として明確に使用する場合のみ対象)	JIS C 8960 (太陽光発電用語)及びJIS C 8905(独立形太陽光発電システム通則)で定める独立形太陽光発電システム及び系統連系形太陽光発電システム	(独立形太陽光発電システム) 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。 (系統連系形太陽光発電システム) 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制	太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力が1kW以上50kW未満に限る。なお、過積載率(太陽光パネルの最大出力の合計値÷パワーコンディショナの定格出力の合計値×100)は100%以上と

				御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。	すること。(10kW未満の場合を除く。)
	新設 (増設 を除く。)	木質バイオマスエネルギー 利用設備	木質チップ、 木質ペレット、薪等を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備	木質バイオマスを燃料とする熱利用を目的とした施設の整備であり、補助対象事業費が500万円未満のものであること。なお、燃料とする木質バイオマスについては、長野県内で生産されたものの使用に努めること。	

※ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく省エネ基準(トップランナー基準)がない場合は、エネルギーコスト削減効果(通年エネルギー消費効率:APF、固有エネルギー消費効率:発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等)が更新前の設備より高くなっていること。

長野県知事様

補助事業者 住所

氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

従業員数 (提出日時点) : 人

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請書

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、エネルギーコスト削減促進事業補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業所・施設別申請額一覧
様式第1-1号のとおり
- 3 事業実施計画書
様式第1-2号のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 対象設備確認書 (様式第1-3号)
 - (2) 設備設置承諾書 (様式第1-4号) (建物の所有者と設備の設置者が異なる場合に
限る)
 - (3) 確認書 (様式第1-5号)
 - (4) 事業活動温暖化対策計画の写し (従業員数21人以上の申請者に限る)
エネルギーコスト削減等計画書 (様式第2号) (従業員数21人未満の申請者に限る)
 - (5) 登記事項証明書 (設備更新等を行う事業所・施設の不動産登記)
 - (6) 補助対象経費の算定根拠となるもの (見積書、更新等を行う設備のカタログ等)
 - (7) 設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
 - (8) 設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
 - (9) 設備更新等を行う建物及び設備の状況が確認できるカラー写真
 - (10) その他知事が必要と認める書類

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金事業所・施設別申請額一覧

補助事業者

番号	事業所・施設名	サービス種別	所在地	総事業費	寄付その他の収入額	補助対象経費 (①)	①×補助率 (②)		補助上限額 (③)	選定額(④) (②と③を比較して 少ない方の額)	補助基準額 (④の計)
							内訳※	内訳※			
1						0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円			
							ウ	0円			
							エ				
2						0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円			
							ウ	0円			
							エ				
3						0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円			
							ウ	0円			
							エ				
4						0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円			
							ウ	0円			
							エ				
5						0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円			
							ウ	0円			
							エ				
合計額				0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※内訳は以下の区分により該当欄に入力してください。

施設区分	対象設備	補助率
ア 社会福祉施設	省エネ設備及び太陽光発電システム以外の再エネ設備	3/4
イ その他施設	省エネ設備及び太陽光発電システム以外の再エネ設備 (補助対象経費150万円まで)	2/3
ウ その他施設	省エネ設備及び太陽光発電システム以外の再エネ設備 (補助対象経費150万円を超える部分)	1/2
エ 社会福祉施設 その他施設	太陽光発電システム	定額(4万円以内/1kw)

事業実施計画書

1 補助事業の概要

補助事業 を実施する 事業所等	名称			サービス 種別	
	所在地	郵便番号			
事業期間 (予定)	[着手] 年 月 日 ~ [完了] 年 月 日				
総事業費	円		補助金 申請額	円	
事業内容	<p>1 事業内容（丸を付けてください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調（冷暖房）設備（業務用エアコン等）の更新 ・ 換気設備（全熱交換器）の更新 ・ LED照明設備（人感センサー付きを含む）への交換 ・ 冷蔵・冷凍設備（業務用冷蔵・冷凍庫等）の更新 ・ エネルギー管理設備（EMS、凍結防止ヒーター用節電器）の導入 ・ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）の更新 ・ 熱電供給設備（高効率コージェネレーション）の更新 ・ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）の更新 ・ 窓（Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス）（サッシを含む）の更新 ・ 太陽光発電システムの導入 ・ 木質バイオマスエネルギー利用設備の導入 <p>具体的な内容</p> <p>2 想定される効果の内容</p>				

* 上記総事業費・補助金申請額の範囲内で補助金額を決定します。

2 事業費の内訳

補助事業内容 (導入設備等の名称)	規格等 (能力・ 大きさ)	数量	内訳（円）		
			補助対象 経費	左記以外	合計
計	—	—			

対象設備確認書

設置者(施主)名
(補助金交付申請者名)

設置住所

納入事業者名

以下の製品は、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金の交付対象設備であることを確認しました。

①設置製品(型番)

設備種別

規格

省エネ性能に関する基準

②設置製品(型番)

設備種別

規格

省エネ性能に関する基準

③設置製品(型番)

設備種別

規格

省エネ性能に関する基準

④設置製品(型番)

設備種別

規格

省エネ性能に関する基準

年 月 日

長野県知事様

住所

氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 設備設置承諾書

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第20条及び第21条の規定により財産処分の制限を受け、長野県知事の承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

記

- 1 建物の所在地及び名称
様式第1-2号事業実施計画書「1 補助事業の概要」のとおり
- 2 設備の設置者
様式第1号交付申請書「補助事業者」のとおり
- 3 設置される設備の概要
様式第1-2号事業実施計画書「2 事業費の内訳」のとおり
- 4 設備の処分制限期間
減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間のとおり

確認書

補助事業者名

確認項目		事業者 確認欄	県担当 確認欄
(申請者要件の確認)			
①	補助金交付要綱第3条に定める交付対象者である。		
②	県税に係る徴収金を滞納していない。		
③	長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない。		
④	これまでに本事業の交付決定を受け、事業を実施した事業所・施設ではない。		
(対象事業等の確認)			
⑤	対象設備は補助金交付要綱別表3に掲げる規格等に該当している。		
⑥	対象経費は、補助金交付要綱第6条に定める経費に該当している。		
(交付条件の確認)			
⑦	補助金交付要綱第9各号に定める交付条件をすべて満たしている。		
(申請書類の確認)			
⑧	社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進補助金交付申請書(様式第1号)		
	事業所・施設別申請額一覧(様式第1-1号)		
	事業実施計画書(様式第1-2号)		
	対象設備確認書(様式第1-3号)		
	設備設置承諾書(様式第1-4号)		
	確認書(様式第1-5号)		
	(法人等全体の従業員数21人以上の申請者) 長野県地球温暖化対策条例に規定する事業活動温暖化対策計画		
	(法人等全体の従業員数21人未満の申請者) エネルギーコスト削減等計画書(様式第2号)		
	登記事項証明書(設備を更新等する事業所や施設の不動産登記)		
	補助対象経費算定根拠となるもの(見積額、更新等を行う設備のカタログ)		
	設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等		
	設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図		
	設備更新等を行う建物、設備の状況が確認できるカラー写真		
その他参考となる書類			
(事前着手届の提出確認)			
⑨	(交付決定前に事業に着手する場合のみ) 交付決定前事前着手届出書(様式第7号)を提出していますか。		

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金の交付申請に際し、上記全ての項目を確認しました。

確認年月日

確認者名

エネルギーコスト削減等計画書

年 月 日

長野県知事 様

補助事業者 住所:

氏名:

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

(事業所等名称:)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金の申請にあたり、下記のとおり、エネルギーコスト削減等の計画を提出します。

記

1 補助対象経費及び交付申請額

補助対象経費	金額	円
交付申請額	金額	円

2 対象設備の更新・新設によるエネルギーコスト削減計画

エネルギー源の種類	導入前		導入後(計画)	
	年 月 ~ 年 月(導入日の前月)		年 月(導入月) ~ 年 月	
	年間使用量	金額	年間使用量	金額
電 気	kWh	円	kWh	円
液化石油ガス(LPG) 【m ³ 又はkℓのどちらかの単位で記入】	m ³ kℓ	円	m ³ kℓ	円
液化天然ガス(LNG) 【m ³ 又はkℓのどちらかの単位で記入】	m ³ kℓ	円	m ³ kℓ	円
都市ガス(13A)	Nm ³	円	Nm ³	円
灯 油	ℓ	円	ℓ	円
A重油	ℓ	円	ℓ	円
その他	—	円	—	円
小 計	—	円	—	円

①

(当該補助金で発電設備を導入した場合)

導入設備で発生した 再生可能エネルギーの活用状況	導入前	導入後(計画)	
		年 月 ~ 年 月	
		年間電力量	金額
自家消費	—	kWh	—
電力小売事業者等への売電	—	kWh	円

②

エネルギーコストの合計	導入前	導入後(計画:①-②)
	円	円

エネルギーコスト削減等実績報告書

年 月 日

長野県知事 様

補助事業者 住所:

氏名:

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

(事業所等名称:)

令和 年度に交付を受けた社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金について、下記のとおり、エネルギーコスト削減等の実績を報告します。

記

1 補助対象経費及び額の確定額

補助対象経費	金額	円
額の確定額	金額	円

2 対象設備の更新・新設によるエネルギーコスト削減実績

エネルギー源の種類	導入前		導入後(実績)	
	年 月 ~ 年 月(導入日の前月)		年 月(導入月) ~ 年 月	
	年間使用量	金額	年間使用量	金額
電 気	kWh	円	kWh	円
液化石油ガス(LPG) 【m ³ 又はkℓのどちらかの単位で記入】	m ³ kℓ	円	m ³ kℓ	円
液化天然ガス(LNG) 【m ³ 又はkℓのどちらかの単位で記入】	m ³ kℓ	円	m ³ kℓ	円
都市ガス(13A)	Nm ³	円	Nm ³	円
灯 油	ℓ	円	ℓ	円
A重油	ℓ	円	ℓ	円
その他	—	円	—	円
小 計	—	円	—	円

①

(当該補助金で発電設備を導入した場合)

導入設備で発生した 再生可能エネルギーの活用状況	導入前	導入後(実績)	
		年 月 ~ 年 月	
		年間電力量	金額
自家消費	—	kWh	—
電力小売事業者等への売電	—	kWh	円

②

エネルギーコストの合計	導入前	導入後(実績:①-②)
	円	円

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所
氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 事業変更承認申請書

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあつた社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業の計画を、下記のとおり変更したいので承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容等

(1) 事業内容の変更の場合

変更の内容	補助事業に及ぼす影響

※ 変更の内容及び理由は詳細に記載し、変更理由が確認できる書類を添付すること

(2) 補助対象経費の変更及びそれに伴う補助交付申請額の変更の場合

(単位：円)

	総事業費	補助対象経費	補助金所要額
変更前			
変更後			

【添付書類】

- ・変更後の事業実施計画書
- ・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所

氏名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあつた社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業を下記のとおり中止（廃止）したいので承認してください。

記

1 事業中止（廃止）予定年月日

年 月 日

2 事業の中止（廃止）の理由

3 （中止の場合）事業を再開する時期

※中止（廃止）の理由は詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

（担当者連絡先）

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所

氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 交付申請取下届出書

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあつた社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業について、下記の理由により交付申請を取り下げます。

記

1 交付申請を取り下げる理由

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所
氏名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 交付決定前事業着手届出書

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり補助金の交付の決定前に事業に着手したいので、届け出ます。

なお、交付の決定前に着手する事業に関し、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱に規定する補助事業の要件を備えていないこと、その他の事由により補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

記

補助金の交付の 決定前に事業に 着手する理由	
着手日	年 月 日 (予定)

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所
氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 事業計画遅延等報告書

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあつた補助事業について、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延又は遂行が困難な理由及び原因
- 3 補助事業の遂行及び完了の予定

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所
氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 繰越承認申請書

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあつた補助事業について下記のとおり次年度に繰り越したいので、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

交付決定額		円			
繰越額		円			
事業期間	当初	年 月 日 から	年 月 日	まで	
	変更後	年 月 日 から	年 月 日	まで	
繰越の理由					

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所
氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 実績報告書

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあつた補助事業が完了したので、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業所・施設別精算額一覧
様式第10-1号のとおり
- 3 事業実績報告書
様式第10-2号のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 設備更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真
 - (2) 支出が確認できる書類 (契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類等)
 - (3) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類 (産業廃棄物管理票 (マニフェストD票) の写し、フロン引取証明書の写し (フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。) 及び家電リサイクル券の写し (一般用エアコン又は一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。))
 - (4) 導入した設備の保証書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金事業所・施設別精算額一覧

補助事業者

番号	事業所・施設名	サービス種別	所在地	総事業費	寄付その他の収入額	補助対象経費 (①)	内訳※		①×補助率 (②)	内訳※		補助上限額 (③)	選定額(④) (②と③を比較して 少ない方の額)	補助基準額 (④の計)
1						0円	ア	0円	0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円		イ	0円			
							ウ	0円		ウ	0円			
							エ			エ				
2						0円	ア	0円	0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円		イ	0円			
							ウ	0円		ウ	0円			
							エ			エ				
3						0円	ア	0円	0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円		イ	0円			
							ウ	0円		ウ	0円			
							エ			エ				
4						0円	ア	0円	0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円		イ	0円			
							ウ	0円		ウ	0円			
							エ			エ				
5						0円	ア	0円	0円	ア	0円	5,000,000円	0円	
							イ	0円		イ	0円			
							ウ	0円		ウ	0円			
							エ			エ				
合計額				0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※内訳は以下の区分により該当欄に入力してください。

	施設区分	対象設備	補助率
ア	社会福祉施設	省エネ設備及び太陽光発電システム以外の再エネ設備	3/4
イ	その他施設	省エネ設備及び太陽光発電システム以外の再エネ設備 (補助対象経費150万円まで)	2/3
ウ	その他施設	省エネ設備及び太陽光発電システム以外の再エネ設備 (補助対象経費150万円を超える部分)	1/2
エ	社会福祉施設 その他施設	太陽光発電システム	定額(4万円以内/1kw)

事業実績報告書

1 補助事業の概要

補助事業を実施する事業所等	名称			サービス種別	
	所在地	郵便番号			
事業期間	〔着手〕 年 月 日 ~ 〔完了〕 年 月 日				
総事業費	円		補助金精算額	円	
事業内容	<p>1 事業内容 (丸を付けてください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調 (冷暖房) 設備 (業務用エアコン等) の更新 ・ 換気設備 (全熱交換器) の更新 ・ LED照明設備 (人感センサー付きを含む) への交換 ・ 冷蔵・冷凍設備 (業務用冷蔵・冷凍庫等) の更新 ・ エネルギー管理設備 (EMS、凍結防止ヒーター用節電器) の導入 ・ 恒温設備 (チラー (冷却水循環装置)、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ) の更新 ・ 熱電供給設備 (高効率コージェネレーション) の更新 ・ 電気制御設備 (変圧器、産業用モータ) の更新 ・ 窓 (Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス) (サッシを含む) の更新 ・ 太陽光発電システムの導入 ・ 木質バイオマスエネルギー利用設備の導入 <p>具体的な内容</p> <p>2 想定される効果の内容</p>				

* 上記総事業費・補助金精算額の範囲内で補助金額を確定します。

2 事業費の内訳

補助事業内容 (導入設備等の名称)	規格等 (能力・大きさ)	数量	内訳 (円)		
			補助対象経費	左記以外	合計
計	—	—			

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所

氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 年度終了実績報告書

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあつた社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金に係る 年度の実績について、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定年度	年度
2 交付決定額	円
3 交付決定年度の翌年度以降の補助事業の遂行に関する計画	交付申請書及び繰越承認申請書のとおり
4 事業完了予定日	年 月 日

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

年 月 日

長 野 県 知 事 様

補助事業者 住所

氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 補助金交付 (概算払) 請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあつた社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金について、下記のとおり補助金の交付 (概算払) を請求します。

記

1 交付 (概算払) 請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名			
支店名			
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

取得財産管理台帳 (年度) 兼取得財産明細書

財産名	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

注1 この様式は、取得財産等管理台帳と取得財産明細書を兼ねるものとする。

2 財産名については、器具と記載すること。

3 数量については、同一規格であれば一括して記載して差し支えないが、単価が異なる場合には区別して記載すること。

4 取得年月日については、検収年月日を記載すること。

5 処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) に定める耐用年数を記載すること。

年 月 日

長 野 県 知 事

補助事業者 住所

氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 財産処分承認申請書

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
年 月 日付け 長野県指令 第 号
- 2 処分する財産名
- 3 取得単価及び時価
- 4 取得年月日
- 5 処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分子定日
- 6 処分の理由
- 7 処分子定価格

備考 添付書類は別に指示する。

(担当者連絡先)

担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			